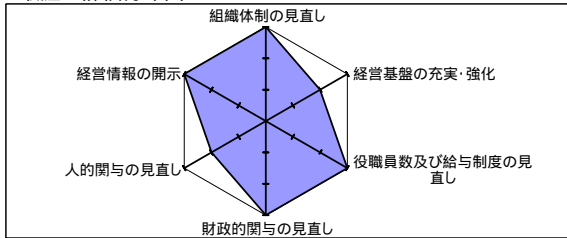


出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	十分達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している。
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	ある程度達成している。
経営情報の開示	十分達成している

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評価: 十分達成している】

プロパー職員研修の充実

経営改善に取り組める人材の育成のために職員研修を積極的に実施している。平成20年度は、防災・安全・救命等の研修に重点を置くと共に公益法人移行のための研修にも積極的に参加した。平成21年度は更に研修を充実させ、職員の資質向上と意識改革に積極的に取り組んでいく。

法人の組織改正

指定管理者制度導入に伴い、平成18年度から本部事業部門から指定管理事業部門を独立させた法人の組織改正を行なった。平成21年度には、県からのホールイベントプランナー設置事業を受託し、新規にホールイベントプランナーを配置した。

【20年度2次評価に対する対応】

(2) 経営基盤の充実・強化

【評価: ある程度達成している。】

効果的かつ効率的な経営

急激に経済が落ち込み企業の利用が減少する中、利用料金収入が取組指標より3,000千円届かなかったが、昨年同等の成果となり、当期収支では3,026千円の赤字となったが、前期からの繰越を合わせると4,751千円を平成21年度に繰り越した。また、平成17年度から運用財産の取崩しは行っていない。なお、正味財産は3,349千円減少した。

積極的な収入の確保

新規利用者の開拓や既利用者の定着化などにより積極的な収入の確保に努めている。平成21年度は、新規に設置したホールイベントプランナーと連携し利用しやすさの改善により更なる利用者の増加を図る。

【20年度2次評価に対する対応】

企業への展示会・説明会などへの案内を積極的に行ってきたが、引き続き周知活動を強化するとともに、新しい財源となる事業の開発を推し進める。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している】

役職員等の削減

平成18年度から基本給の一律10%削減を実施し、勤勉手当を業績による支給とした。平成20年度は、業績悪化のため、勤勉手当は支給したが、職員の定期昇給を見送った。

【20年度2次評価に対する対応】

公益法人制度改革で、理事及び評議員を見直す必要があるため、これに合わせて理事及び評議員の適正な人員を検討する。平成21～22年度に方針を決定し、平成23年度に移行する予定である。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

【評価: 十分達成している】

県からの委託料の削減

指定管理者制度に伴い、県からの委託料を大幅に削減した。平成20年度の増加については、管理費自体は5%減少したが、設備改修費がそれ以上増加したためである。

県からの補助金の削減

平成20年度は、文化活動活性化支援事業への補助金を減額したが、4年に1度実施される正岡子規国際俳句賞事業への補助により金額が増加した。

【20年度2次評価に対する対応】

一層の経費節減と収入の増加を図り、指定管理者として自主的な施設改修・修繕を実施することにより、県の財政的支援の軽減に努める。

(2) 人的関与の見直し

【評価: ある程度達成している。】

県派遣職員の引揚げ

指定管理者制度移行により、指定管理部門に係る県派遣職員2名を減員した。

県OBの役職員就任の見直し

生活文化センターの県OB2名退職により、県OB2名を減員した。

【20年度2次評価に対する対応】

文化事業に携わる県派遣職員の引き上げについては、現状では人力的・経費的にプロパー職員を充てるのが困難であるため当面は派遣を継続するが、今後、法人の経営状況や人材の状況等を勘案しながら、人的関与のあり方を検討する。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: 十分達成している】

経営情報等の開示

経営情報等については、事業報告及び決算状況を全て開示し、ホームページに掲載している。平成21年3月にホームページのリニューアルを行った。

【20年度2次評価に対する対応】

4 総合的評価

平成20年度は、愛媛県県民文化会館の収入が景気の悪化により、伸び悩んだが、前年度をやや上回る事ができた。今後、景気に左右されにくい利用者の確保に努める一方、指定管理者として自主的な会館設備の修繕を積極的に進めることとする。

また、指定管理制度に伴い、県からの委託料・補助金が削減された結果、県の財政的支援が軽減できており、県関与の適正化に向けた取組みも順調である。

平成21年度から、指定管理事業が精算制となり、指定管理事業からの収益が見込めなくなったため、文化事業の収入不足は、運用財産の取り崩しで対応することとなる。

当法人の本来業務である文化事業においては、県の文化振興という目的を達成するために、より効果的かつ効果的な事業の実施に努めることとする。